## 新潟県条例第23号

新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第66号)の全部を 改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 設備及び運営に関する基準(第3条-第7条)
- 第3章 雑則(第8条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年 厚生省令第46号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

第2章 設備及び運営に関する基準

(設備及び運営に関する基準)

- 第3条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第7条までに定めるものを除くほか、基準省令(基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによるものとする。 (非常災害対策)
- 第4条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該特別養護老人ホームの所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

(記録の整備)

第5条 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する基準省令第9条第2項各号(ユニット型特別養護 老人ホームにあっては基準省令第42条において読み替えて準用する基準省令第9条第2項各号、地域密着型特 別養護老人ホームにあっては基準省令第59条において読み替えて準用する基準省令第9条第2項各号、ユニッ ト型地域密着型特別養護老人ホームにあっては基準省令第63条において読み替えて準用する基準省令第9条第 2項各号)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (設備)

- 第6条 特別養護老人ホーム (ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。次項において同じ。)の一の居室の定員は、1人とする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数とすることができる。
  - (1) 入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合 2人
  - (2) 居室が次に掲げる要件を満たしており、かつ、地域の実情を勘案し、特に必要と認められる場合 2人以上4人以下
    - ア 間仕切壁、家具等により、この項本文の基準を満たす居室(以下この項において「個室」という。)に準 じたプライバシーの確保が図られていること。
    - イ 個室への転換が容易にできるように設計されていること。
- 2 特別養護老人ホームに設けなければならない基準省令第11条第3項各号に掲げる設備は、入所者の処遇の向上及び職員の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して整備するよう努めなければならない。
- 3 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームに限る。) に設けなければならない基準省令第35条第3項各号に掲げる設備は、入居者へのサービスの向上及び職員の業 務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して整備するよう努めなければならない。

(暴力団等の排除)

第7条 特別養護老人ホームは、その運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3 条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員 等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第3章 雜則

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年4月1日前から存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に 増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第6条第1項の規定の適用については、同項中「1 人」とあるのは「4人以下」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改 正 後				改	正	前		
別表(第2条関係)				別表 (第2条関係)					
	$(1)$ $\sim$ $(4)$ (略)			$(1) \sim (4)$	(略)				
	(5) 福祉保健部関係			(5) 福祉保健部関係					
	事務	市町村			事	務		市町村	
	(略)			(略)					
	1の7 老人福祉法(昭和38年法律	第 (略)		1の7	老人福祉	:法(昭和38	年法律第	(略)	
	133号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特別養護老人ホ			133号。以下この項において「法」					
				という。)及び新潟県特別養護老人ホ					
	ームの設備及び運営に関する基準を			ームの設備及び運営に関する基準を					
	定める条例( <u>平成27年新潟県条例第</u>			定める条例( <u>平成24年新潟県条例第</u>					
	<u>23号</u> ) に基づく事務のうち、次に掲			<u>66号</u> ) に基づく事務のうち、次に掲					
	げるもの			げるも	ちの				
	(1)~(18) (略)			(1) ∼	(18) (#	佫)			
	(略)			(略)					
	(6)~(9) (略)	(6)~(9) (略)							